

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素は労働行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策を踏まえ、毎年重点事項を示し、その予防対策に取り組んできたところです。

また、平成29年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（令和6年1月11日現在の速報値。別紙参照）を見ると、休業4日以上之死傷者数は1,045人（三重県内における発生は15人・前年同期比7人増）、うち死亡者数は28人（三重県内における発生は0人・前年同期比2人減）となっています。

業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で「暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった」ほか、「糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例」も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

このため、厚生労働省・三重労働局では、別添「令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとし、特に、「①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること」、「②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと」、「③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと」に重点を置き推進することとしています。

また、本キャンペーンの一環として、「熱中症に関する資料」や「オンライン講習動画等」を掲載しているポータルサイトが引き続き運営される予定です。

つきましては、貴殿におかれましても、本キャンペーンの趣旨をご理解の上、傘下会員、事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場の熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

三重労働局ホームページ「熱中症予防対策のサイト」のご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html

